

精神科特化訪問看護ステーション Cruto ココロ玉名

重要事項説明書及びサービス内容説明書

1、事業者（法人）の概要

事業者名	株式会社 CLG
代表者名	代表取締役 那須 正剛
所在地 連絡先	熊本県熊本市東区御領6丁目1番59号 電話 096-234-8136 FAX 096-234-8137

2、事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	精神科特化訪問看護ステーション Cruto ココロ 玉名
管理者氏名	上田 矩彰
事業所番号	4360690145
所在地（事業所） 連絡先	熊本県玉名市中 1195-1 1-D 電話 0968-73-9610 FAX 0968-73-9611

(2) 事業所の職員体制

職名	資格	常勤	非常勤	職務内容
管理者	看護師	1名	0名	管理業務及び訪問看護
看護職員	看護師等	1名以上	2名以上	訪問看護業務

(3) 事業の実施地域（地域以外お住まいの方でもご相談下さい。）

通常の事業実施地域は、玉名市、山鹿市、荒尾市、植木町、大牟田市とします。但し、通常の事業実施地域以外でもサービス提供を行う場合があります。

(4) 営業日及び営業時間、サービス提供時間【年末年始（12/31～1/3）は除く】

営業日	営業時間	サービス提供日	サービス提供時間
月～土	8:30～17:30	月～土	8:30～17:30

- ・医師の指示、又は急変等が生じた場合には、訪問看護を行う場合があります。
- ・営業時間外においても24時間いつでも連絡可能な体制をとっております。

3、サービス内容

- ①入浴・清拭等の清潔保持
- ②褥瘡の予防手当て
- ③機能維持リハビリ
- ④経管栄養・留置カテーテルの管理
- ⑤在宅酸素管理・指導
- ⑥終末期ケア
- ⑦気管切開及び人工呼吸器管理
- ⑧療養生活に関わる相談・指導
- ⑨服薬管理
- ⑩食事・排泄のお世話
- ⑪医師の指示による医療処置
- ⑫話の傾聴
- ⑬家事支援 ⇒ 掃除・洗濯は可。(支援内容については要相談)
トイレ・風呂場・台所などの水回りは不可。
- ⑭社会資源活用に向けた支援
- ⑮対人関係(家族含む) に向けた支援
- ⑯生活リズムの確立
- ⑰身体合併症の発症・悪化の防止

4、サービス内容に関する相談・苦情

当事業所の提供したサービスに対して、相談や苦情がある場合には、次の窓口までお申し付け下さい。

①事業所のお客様の相談・苦情窓口

担当者 上田 矩彰 (管理者)

上田 矩彰 (サービス提供責任者)

電話番号 0968-73-9610 FAX 番号 0968-73-9611

受付日・・・営業日及び営業時間、サービス提供時間。

但し 12/31～1/3 は除く

②その他

当事業所以外に、お住まいの市町村福祉課介護係及び熊本県国民健康保険団体連合会の相談、熊本県健康福祉部、苦情窓口等に連絡することができます。

熊本県健康福祉部高齢者支援課

電話 096-333-2219

熊本県国民健康保険団体連合会

介護サービス窓口

電話 096-214-1101

熊本県健康福祉部子ども未来課

電話 096-333-2227

5、緊急時及び事故発生時の対応

サービス提供中に容態の変化又は事故が発生した場合は、必要に応じて応急手当を行い、主治医の指示に従い速やかに必要な措置を講じます。

6、事業継続計画について

災害や感染症の発生時の業務継続計画を策定しており、緊急時は当該計画に依ります。

7、利用料及び費用

A 介護保険対象利用者

介護支援専門員のケアプランによって訪問時間が設定されます。

基本となる訪問時間は実際のサービス提供ではなく、利用者のケアプランに定められた時間を基準とします。

(リハビリテーションに関しては1週間の合計時間が120分以内となります。)

B 医療保険対象利用者

それぞれの保険給付の割合に応じて利用料が変わります。

訪問時間は概ね30分から1時間を基本としています。

※ 利用料及び費用は次ページ参照

※ 基本料金に対してサービスの提供時間が早朝（午前6時～午前8時）・夜間（午後6時～午後10時）帯のときは25%増し、深夜（午後10時～午前6時）帯は50%増しとなります。

◆エンゼルケア料金・・・自己負担金とし、10,000円徴収させていただきます。

◆キャンセル料 ⇒ 但し利用者様の病状急変など、やむを得ない事情がある場合のキャンセル料は頂きません。

- ・利用日の2日前までに連絡があった場合 ⇒ 無料
- ・利用日の前日までに連絡があった場合 ⇒ 自己負担分の2割
- ・利用日の当日に連絡があった場合 ⇒ 自己負担分の5割
- ・連絡がなかった場合 ⇒ 自己負担分の全額

A 介護保険対象利用者

訪問看護費		単位数	利用料金
看護師の場合	訪看Ⅰ2 (30分未満)	471単位	4,710円
	訪看Ⅰ3 (30分以上1時間未満)	823単位	8,230円
	訪看Ⅰ4 (1時間以上1時間30分未満)	1128単位	11,280円
理学療法士又は作業療法士の場合	訪看Ⅰ5 (20分)	294単位	2,940円
	訪看Ⅰ5 (40分)	588単位	5,880円
	訪看Ⅰ5 (1時間)	793単位	7,930円
准看護師の場合	訪看Ⅰ2 (30分未満)	423単位	4,230円
	訪看Ⅰ3 (30分以上1時間未満)	740単位	7,400円
	訪看Ⅰ4 (1時間以上1時間30分未満)	1015単位	10,150円
加算		単位数	利用料金
複数名訪問加算 (Ⅰ) (2人の看護師等)	30分未満の場合	254単位	2,540円
	30分以上の場合	402単位	4,020円
複数名訪問加算 (Ⅱ) (1人の看護師等と1人の看護補助者)	30分未満の場合	201単位	2,010円
	30分以上の場合	317単位	3,170円
緊急時訪問看護加算 (Ⅰ)		1月につき600単位	6,000円
特別管理加算	1月につき500単位		5,000円
	1月につき250単位		2,500円
ターミナルケア加算			2,500円
退院時共同指導加算		1回につき600単位	6,000円
初回加算 (Ⅰ) (退院した日)		1月につき350単位	3,500円
初回加算 (Ⅱ) (退院日の翌日以降)		1月につき300単位	3,000円

B 医療保険対象利用者

訪問看護基本療養費				
訪問看護基本療養費（Ⅰ）	看護師・理学療法士		週3日目まで	5,550円
	看護師		週4日目以降	6,550円
	理学療法士		週4日目以降	5,550円
	准看護師		週3日目まで	5,050円
週4日目以降			6,050円	
精神科訪問看護基本療養費（Ⅱ）	同一建物居住者への複数訪問（2名まで）	看護師の場合	週3日目まで	5,550円
			週4日目以降	6,550円
		准看護師の場合	週3日目まで	5,050円
			週4日目以降	6,050円
	理学療法士等の場合			5,550円
	同一建物居住者への複数訪問（3名以上）	看護師の場合	週3日目まで	2,780円
			週4日目以降	3,280円
		准看護師の場合	週3日目まで	2,530円
週4日目以降			3,030円	
理学療法士等の場合		週3日目まで	2,780円	
訪問看護基本療養費の加算				
緊急訪問看護加算	月14日目まで（1日につき）			2,650円
	月15日目以降（1日につき）			2,000円
複数名訪問看護加算	看護師、理学療法士、作業療法士と2人以下で同行		週1回	4,500円
	看護師、理学療法士、作業療法士と3人以上で同行		週1回	4,000円
	准看護師と2人以下で同行		週1回	3,800円
	准看護師と3人以上で同行		週1回	3,400円
	その他職員と2人以下で同行		週3回	3,000円
	その他職員と3人以上で同行		週3回	2,700円
訪問看護管理療養費				
月の初日の訪問の場合				7,670円
月の2日目以降の訪問の場合				2,500円
訪問看護管理療養費の加算				
24時間対応体制加算				6,800円
特別管理加算	重症度等の高い利用者の場合			5,000円
	上記以外の場合			2,500円
訪問看護医療DX情報活用加算				50円
その他の療養費				
訪問看護ペースアップ評価料				780円
訪問看護情報提供療養費				1,500円

精神科訪問看護基本療養費					
精神科訪問看護基本療養費（Ⅰ）	看護師 作業療法士 の場合	週3日目まで	30分未満	4,250円	
			30分以上	5,550円	
		週4日目以降	30分未満	5,100円	
			30分以上	6,550円	
	准看護師 の場合	週3日目まで	30分未満	3,870円	
			30分以上	5,050円	
週4日目以降		30分未満	4,720円		
		30分以上	6,050円		
精神科訪問看護基本療養費（Ⅲ）	看護師 作業療法士 の場合	同一建物 同一日2人	週3日目まで	30分未満	4,250円
			30分以上	5,550円	
		週4日目以降	30分未満	5,100円	
			30分以上	6,550円	
		同一建物 同一日3人以上	週3日目まで	30分未満	2,130円
			30分以上	2,780円	
	週4日目以降	30分未満	2,550円		
		30分以上	3,280円		
	准看護師 の場合	同一建物 同一日2人	週3日目まで	30分未満	3,870円
			30分以上	5,050円	
		週4日目以降	30分未満	4,720円	
			30分以上	6,050円	
同一建物 同一日3人以上		週3日目まで	30分未満	1,940円	
		30分以上	2,530円		
週4日目以降	30分未満	2,360円			
	30分以上	3,030円			
精神科訪問看護基本療養費の加算					
特別地域訪問看護加算	基本療養費の50/100				
精神科緊急訪問看護加算	月14日目まで（1日につき）			2,650円	
	月15日目以降（1日につき）			2,000円	
複数名精神科訪問看護加算	看護師 作業療法士	同一建物2人以下		4,500円	
		同一建物3人以上		4,000円	
	准看護師 の場合	同一建物2人以下		3,800円	
		同一建物3人以上		3,400円	
	看護補助者 の場合	同一建物2人以下		3,000円	
		同一建物3人以上		2,700円	
訪問看護管理療養費					
月の初日の訪問の場合				7,670円	
月の2日目以降の訪問の場合				2,500円	
訪問看護管理療養費の加算					
24時間対応体制加算				6,800円	
特別管理加算	重症度等の高い利用者の場合			5,000円	
	上記以外の場合			2,500円	
訪問看護医療DX情報活用加算				50円	
その他の療養費					
訪問看護ペースアップ評価料				780円	
訪問看護情報提供療養費				1,500円	

8、保険給付対象外サービス（その他利用料）

休日及び営業時間外又は延長の訪問については、当事業所で設定した利用料をいただきます。

又、早朝（午前6時～午前8時）は通常の自費利用料に25%の加算となり、深夜（午後10時～午前6時）は50%の加算となります。

1時間以内・・・2,000円

1時間を超えたら30分毎に1,000円加算

9、交通費

通常の事業実施地域以外の地域において、通常の実施地域を越えた所から往復1km当たり30円の交通費を頂きます。又交通機関を使用した場合はその要した実費を頂きます。

10、その他の費用

サービス提供に当たり、必要な居宅の水道、ガス、電気、電話及び利用者が特別に訪問看護師に購入依頼された衛生材料等の費用は利用者様負担となります。

11、利用料等のお支払方法

毎月末締め、翌月26日頃にご指定の金融機関からの口座引落としにより請求させていただきます。尚、お支払い後、領収書を発行させていただきます。

12、理学療法士等が訪問看護を提供している利用者については、利用者の状況や実施した看護（看護業務の一環としてのリハビリテーションを含む）の情報を看護職員と理学療法士等が共有するとともに、訪問看護計画書及び訪問看護報告書について、看護職員と理学療法士等が連携し作成します。

訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成にあたり、訪問看護サービスの利用開始時や利用者の状態の変化等に合わせた定期的な看護職員による訪問により、利用者の状態について適切に評価を行うとともに、理学療法士等による訪問看護はその訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものです。

13、虐待の防止のための措置に関する事項

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じるものとします。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について訪問看護師等に周知徹底を図ります。
- ② 虐待の防止のための指針を整備します。
- ③ 看護師等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
- ④ 前①～③号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

令和 年 月 日

事業者は、訪問看護の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要事項を説明しました。

事業者 住 所 熊本県玉名市中 1195-1 1-D
事業者名 株式会社 CLG
精神科特化訪問看護ステーション Cruto ココロ玉名
(説明者)
(管理者) 上田 矩彰 印

私は、本書面により事業者から訪問看護についての重要事項の説明を受けました。

利用者 住所 _____

氏名 _____

契約者 住所 _____

氏名 _____